



No.13

広報はとまがわ

H12. 11. 1現在

地区面積

57,141,179㎡

組合員数

4,194名

ほ場整備事業（担い手育成型）

【城内地区】

将来とも農業農村としてゆとり
空間を重視した地域づくり



あいさつ



宮城県産業振興事務所農業農村整備部

部長 横橋 秀彦

組合員の皆さまこんにちは。
私は平成十二年四月一日から
産業振興事務所農業農村整備
部に勤務しております横橋
です。

迫川沿岸土地改良区とは、
ご縁があり、昭和三十八年に
新人で当地に参り旧迫川地区
の調査・計画担当の一員とし
て、また昭和五十一年からは、
国営付帯県営かんがい排水事
業の実施を担当するなど、皆
様方はいらうとお世話に
なりました厚くお礼申し上げます。

私事で申し訳ありませんが、
南方町出身の妻との出会いが
ありましたのもこの地でした。
赴任してまもなく地域を乗用
車（当時はオートバイ）で回
つてみましたすがすばらしい田
園風景が広がり、懐かしい思い
出が脳裏を駆け巡りました。

皆さま方の農業に対する熱
意と理解のもと、いろいろな
困難を乗り越えていく早く各
種事業に取り組み、旧迫川
地区として昭和五十四年に国
営かんがい事業・平成元年に
は国営付帯県営かんがい事
業・平成六年には場整備事業
が完成し、用排水機場及び用
排水路や水田の区画・形状等
の生産基盤の整備を積極的に
推進した結果、本地域の開発

に大きな進展をみましたこと
は、皆さま方の先見の明と深
く感謝しております。

農業・農村を取り巻く情勢
は、食糧自給率の低下・担い
手不足・農産物の価格低迷な
ど多くの課題に対処してい
かなければなりません。

このような大きな変化に対応
していくためには、従来とお
りの考え方・仕組みで農業経
営を続けていくは、他の地域
から取り残されてしまう恐れ
があります。今まで以上に相
違つて工夫を凝らしていくた
だき、さすが迫川沿岸地域の農
業といわれるような取り組み
を期待しますと共に地域の活
性化は基幹産業である農業振
興が第一と考え、農業の農業
の要素も加えて二十一世紀は
第六次産業として大いに活躍さ

れますことを祈っております。

国では食料・農業・農村基本
法が三十八年ぶりに改定され

一、食料の安定供給の確保
二、多面的機能の十分な発揮
三、農業の持続的な発展
四、農村の振興

を柱に基本理念が発表されま
した。それに伴い基本計画
を策定しながら具体的に取
組んでおる状況であります。

県では、みやぎ未来農業農村
ビジョンや長期総合対策計画
をたてながら今回制定された
「みやぎ食と農の県民条例」の
もと、二十一世紀を先導する
宮城の産業の力強い振興と発
展を目標に、効率的かつ安定
的な農業経営の確率のため各
種の施策を展開していること
ろです。貴土地改良区におか
れましては、地域農業資源
（農用地や農業用排水）の管理
や土地改良施設の管理及び農
地の利用調整等の経験と実績
のもと、活発に運用され心強
く感じ、今後は環境の
重視や多面的機能の発揮及び
地域住民との連携など、その
役割は多様化し、ますます重要
な立場になってきております。

基幹水利施設や水質浄化の
機能低下及び維持管理費低減
並びに農地流動化等地域の特
性に応じたきめ細かな整備と
共に現在事業を実施している
地区についてコスト削減を図
りながら早期完成に向けて、
渡辺理事長はじめ役員並びに
に組合員の方々と常日頃より
情報を密に取りながら現場で
の話し合いを中心に、職員一
同新たな気持ちになりまして
取り組んで参りますのでよろ
しくお願いいたします。

組合員皆さまのご健勝とご
活躍を御祈念申し上げます
挨拶といたします。

平成十二年第一回臨時総代会開催 提出議案二十八ヶ件原案可決

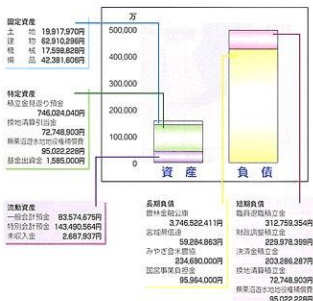
去る八月十日南方農村環境改善センターにおいて平成十二年第一回臨時総代会が、総代六十七名（総代総
数七十八名）の出席を得て開催されました。会議議長に伊藤昭一総代が選任され、平成十一年度各種会計決
算を主とした二十八議案を慎重審議の結果、原案のとおり可決し午後十二時四十五分開会しました。



議決事項

- ▼第一号議案 迫川沿岸土地改良区定款の一部変更について
- ▼第二号議案 財産の処分について
- ▼第三号議案 平成十一年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第四号議案 平成十一年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第五号議案 平成十一年度事業報告の承認について
- ▼第六号議案 平成十一年度財産目録の承認について
- ▼第七号議案 平成十一年度一般会計歳入歳出決算承認について
- ▼第八号議案 平成十一年度特別会計（県営・団体営・非補助・県営）償還金歳入歳出決算承認について
- ▼第九号議案 平成十一年度特別会計（県営は場整備事業）歳入歳出決算承認について
- ▼第十号議案 平成十一年度特別会計（換地清算金）積立金歳入歳出決算承認について
- ▼第十一号議案 平成十一年度特別会計（蕨沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出決算承認について
- ▼第十二号議案 平成十一年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出決算承認について
- ▼第十三号議案 平成十一年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出決算承認について
- ▼第十四号議案 平成十一年度特別会計（大区画は場高度利用促進事業）歳入歳出決算承認について
- ▼第十五号議案 平成十一年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第十六号議案 平成十一年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第十七号議案 土地改良負担金償還平準化事業の計画変更承認について
- ▼第十八号議案 担い手支援計画（南方地区・迫地区）変更承認について
- ▼第十九号議案 平成十一年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十号議案 平成十二年度一般会計歳入歳出補正予算議決について

資産と負債のあらまし

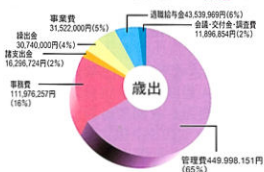
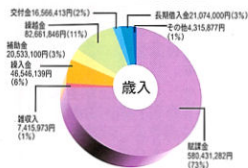


- 度特別会計（県営・団体営・非補助・県営事業）償還金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十一号議案 平準化資金長期借入金の一部変更について
- ▼第二十二号議案 平成十二年度特別会計（県営は場整備事業）歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十三号議案 平成十二年度特別会計（換地清算金）積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十四号議案 平成十二年度特別会計（蕨沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十五号議案 平成十二年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十六号議案 平成十二年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十七号議案 平成十二年度特別会計（大区画は場高度利用促進事業）歳入歳出補正予算議決について
- ▼第二十八号議案 換地清算金の徴収方法並びに徴収期限について

平成11年度 決算状況

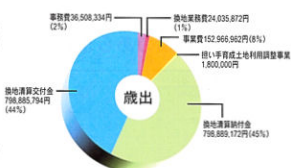
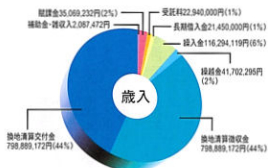
一般会計

歳入 = 金 **779,544,630円也**
 歳出 = 金 **695,969,955円也**
 差引残金 **83,574,675円也** (翌年度へ)
 繰越



特別会計 (県営ほ場整備事業)

歳入 = 金 **1,837,321,462円也**
 歳出 = 金 **1,813,086,134円也**
 差引残金 **24,235,328円也** (翌年度へ)
 繰越



平成11年度 特別会計決算状況

(円)

会計別	歳入	歳出	差引残金
県営・団体営・非補助・県営事業償還金	625,528,647	612,422,697	13,105,950
換地清算積立金	945,462,462	872,713,559	72,748,903
農業沼遊水地役権補償費積立金	95,022,228	0	95,022,228
職員退職給付・財政調整・農地転用決済金	830,589,910	84,565,870	746,024,040
担い手育成支援事業	172,964,119	70,570,441	102,393,678
大区域ほ場高度利用促進事業	7,509,358	3,753,750	3,755,608



平成11年度 事業報告

第1 地区及び組合員の状況

1、地区総面積 57,144,695㎡

2、組合員数 4,194人

地区名	前年度末面積	本年度末面積	比較	附 記
経 常	57,363,985 ^m	57,144,695 ^m	△219,290	△…農地転用、換地処分、公共用地買収他

前年度末 人	本年度末 人	比較 人	附 記
4,235	4,194	△41	

第2 事業の状況

1、施設の維持管理状況

(1) 揚水機の数

地区名	機 場 数	用 排 別	地区名	機 場 数	用 排 別
第1地区	49	用 水	沼崎地区	2	用 排
第2地区	28	用 水	内浦地区	2	用 排
排水地区	14	排 水	米山地区	21	用 排

(2) 機場数及び機関手等

区 分	機 場 数	雇 用	委 託	計	附 記
全 地 区	116	51名	22名	73名	機関手

☆水路管理者 19名 ☆灌漑揚水人 11名

(3) 水路の管理

管内の用排水路のうち直接管理したのは幹支線のみで、揚水開始前に水路・堤防等の補修並びに支線用排水路の浚渫及び清掃、又、揚水期間に入ってから2回の浚渫も実施した。

(4) 樋門・堰等の管理

当土地改良区が管理並びに委託管理している樋門・堰等の数は23ヶ所、これらは職員または機関手等に管理委託して用水の適正な配分と施設の保全に当たった。

(5) 用排水の調整

用水については、水路管理者を置いて適正な用水調整を行なった。それでも解決出来ない地域については臨時ポンプの設置をもって対応した。また、中干しは関係機関と協議の上計画実施した。排水については、降雨量等の状況により基幹排水施設で排除してきた。

2、維持管理工事の施行状況

(1) 工事の施行概要

本年度工事の施行に当たっては、維持管理事業計画に基づき工事を施行した。又、緊急なもの及び突発的な小災害の復旧工事もあったが、いずれも業者請負もしくは部落請負をもって施行した。慣行的な水路浚渫・灌漑等の実施については、各行政区毎に委託または業者請けをもって実施した。維持管理工事は、請負工事123件で73,000,643円、直営工事17件で827,280円、その他工事14,715,530円、工事費総額88,543,453円の工事を施行した。

(2) 各事業の状況

災害復旧事業、施設改善特別対策事業、基盤整備促進事業

3、県営事業推進状況その他事業に関する事項

(1) 県営ほ場整備事業工事の進捗状況

区 分	野谷地地区	城内地区	計	備 考
面工事(区画整理)	3.1 ^{ha}	45.4 ^{ha}	48.5 ^{ha}	
暗渠排水	8.6	2.1	10.7	

(2) 換地業務について

県営長沼地区619.0ha、県営迫南部地区112.0ha、県営野谷地地区225.4ha、県営城内地区30.0ha

県営新蒲地区118.1ha

換地業務委託契約に基づき、委託業務を行い成果品を県宛に提出した。

第3 事務の経過

1、本年度中の主な行事

(1) 総代会 2回 (2) 理事会 10回 (3) 監事会 8回 (4) 各種委員会
イ、総務委員会 4回 ロ、工事委員会 2回 ハ、換地・評価・実行・合同委員会

区 分	長 沼 地 区	迫南部地区	野谷地地区	城 内 地 区
換地委員会	1 回	—	1 回	1 回
評価委員会	—	—	1 回	1 回
実行委員会	—	—	1 回	1 回
合同委員会	—	1 回	1 回	1 回

(5) 陳情の状況

○国営かんがい排水事業促進………農林水産省

○旧北上川分流域施設改善事業促進………東北地方建設局

事業地区別償還金残額調書

平成11年度末

単位：円

地区名	県営ほ場整備	県営かんばい	平準化事業	団体営事業	維持管理事業	10a当残金	最終償還年度
第1千貫区	64,589,047		33,936,000			56,754	H.26
第1野谷地区	13,657,026		7,554,000			88,379	H.25
第1畑岡分區	24,533,758					30,835	H.26
第1一ノ曲分區	102,216,837		12,560,000			148,829	H.25
第2地区	92,084,094					21,541	H.25
第3地区	88,951,485					29,154	H.27
第4地区	120,262,329					52,779	H.26
第5地区	157,993,908					44,890	H.24
第6地区	322,837,677		109,160,000			117,887	H.24
第7地区	834,444,439					82,564	H.27
第8地区	246,156,678					40,728	H.27
第9地区	29,686,610					43,564	H.26
第10地区	157,100,565		41,590,000			57,258	H.27
第11地区	148,831,195		23,010,000			148,911	H.29
第13地区	148,375,326					142,644	H.26
長沼町新田区	34,368,384					124,176	H.32
長沼地穂区	25,780,361					134,020	H.32
北浦地区	87,577,689					128,193	H.33
迫南部泥内区	64,221,170					123,561	H.34
迫南部土手ノ内区	27,720,349					83,498	H.34
迫南部茂伝治区	5,653,643					59,646	H.34
野谷地区	110,508,234					50,909	H.34
城内地区	18,920,000					24,729	H.34
第1地区(南方迫)		414,322,892				14,207	H.25
第2地区(米山)		135,644,161				6,160	H.25
西谷地区				6,880,000		63,300	H.21
第1地区		7,956,748			20,942,928	1,217	H.26
第2地区		1,811,459			4,183,648	619	H.26
排水地区		57,869,004			34,288,739	3,170	H.26
沼崎地区					14,974,409	29,820	H.20
米山地区		29,150,043			66,137,996	3,075	H.26
尼池地区				1,650,000		32,186	H.21

※償還残金計には、利息が含まれない金額となります。又、事業継続地区については、借入があった場合変更があります。

平成12年度第2期賦課金並びに徴収期限一覧表

賦課金の納入期限は**11/30**です！

第2期の賦課金は下記により徴収となりますので、組合員皆様方の特段の御協力をお願い申し上げます。

区 分	1000㎡当 たり賦課金	徴 収 期 限 第 2 期	備 考
経 常 賦 課 金			
事 務 費	田 2,600円	平成12年11月15日交付	第1期 70%賦課
	畑 1,300円	平成12年11月30日限り	第2期 30%賦課
第 1 地 区	4,500円	平成12年11月15日交付	第1期 70%賦課
	2/1 2,250円	平成12年11月30日限り	第2期 30%賦課
第 2 地 区	3,900円	平成12年11月15日交付	第1期 70%賦課
		平成12年11月30日限り	第2期 30%賦課
排 水 地 区	3,900円	平成12年11月15日交付	第1期 70%賦課
	2/1 1,950円	平成12年11月30日限り	第2期 30%賦課
沼 沼 崎	8,800円	平成12年11月15日交付	第1期 70%賦課
崎 大 平 前	2,000円	平成12年11月30日限り	第2期 30%賦課
内 浦 地 区	6,000円	平成12年11月15日交付	第1期 70%賦課
		平成12年11月30日限り	第2期 30%賦課
米 山 地 区	7,500円	平成12年11月15日交付	第1期 70%賦課
		平成12年11月30日限り	第2期 30%賦課
特別会計償還賦課金			
県営 担 当 金	第1地区	2,570円	平成12年11月15日交付 第2期 100%賦課
	第2地区田	1,300円	
	第2地区畑	260円	
尼 池 地 区	6,100円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
西 谷 地 区	9,760円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
県 道 第 一 地 区	千 賀 区	5,140円	第2期 100%賦課
	千 賀 区 野谷地区	4,960円	第2期 100%賦課
	畑岡分区分	7,460円	第2期 100%賦課
	一の曲分区分	6,660円	第2期 100%賦課
県 道 第 2 地 区	3,250円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
県 道 第 5 地 区	7,670円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
県 道 第 10 地 区	8,080円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
県 道 第 4 地 区	7,140円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
県 道 第 6 地 区	4,320円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課

区 分	1000㎡当 たり賦課金	徴 収 期 限 第 2 期	備 考
県 道 第 11 地 区	4,200円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
県 道 第 13 地 区	6,550円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
米 山 地 区	第 3 地 区	5,960円	第2期 100%賦課
	第3地区畑	1,192円	第2期 100%賦課
山 地 区	第 7 地 区	9,920円	第2期 100%賦課
	第7地区畑	1,984円	第2期 100%賦課
第 8 地 区	8,330円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
	第8地区畑	1,666円	第2期 100%賦課
第 9 地 区	8,610円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
	第9地区畑	1,722円	第2期 100%賦課
県 道 第 14 地 区			
野 谷 地 区	1,000円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
城 内 地 区	2,000円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
県 道 第 15 地 区			
野 谷 地 区	2,200円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
北 浦 地 区	5,250円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
城 内 地 区	1,500円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課
長 沼 地 区	町 新 田 区	9,760円	第2期 100%賦課
	地 根 区	7,700円	第2期 100%賦課
道 南 部 地 区	茂 伝 治 区	2,910円	第2期 100%賦課
	泥 内 区	7,030円	第2期 100%賦課
上 手 ノ 内 区	4,460円	平成12年11月15日交付	第2期 100%賦課

平成12年度用水使用料一覧表

区 分	1000㎡当 たり使用料	徴 収 期 限	備 考
事 務 費	2,600円	平成12年11月15日交付	第2期100%徴収 一般事務費課金の100%
第 1 地 区	2,250円	平成12年11月15日交付	第2期100%徴収 一般管理費課金の50%
		平成12年11月30日限り	第2期100%徴収 一般管理費課金の50%
第 2 地 区	1,950円	平成12年11月15日交付	第2期100%徴収 一般管理費課金の50%
排 水 地 区	1,950円	平成12年11月15日交付	第2期100%徴収 一般管理費課金の50%
内 浦 地 区	4,200円	平成12年11月15日交付	第2期100%徴収 一般管理費課金の70%
米 山 地 区	3,375円	平成12年11月15日交付	第2期100%徴収 一般管理費課金の45%

担い手育成基盤整備事業「城内地区」の概要

1. 事業の要旨

本地区は、昭和46年度からの大規模ほ場整備事業により区画の整備、用排水の整備がされたものの、農地が分散しているため作業効率が悪く、大規模経営を目指す生産組織や担い手農家が近代的営農に支障を来している状況にある。本事業によってさらなる区画の大型化（2ha）、パイプライン給排水による水管理の省力化、暗渠排水・客土による地力増進と耕地の汎用化等を図ることにより、農用地の集積と集団化を図るものである。

2. 地 域

所在地：登米郡米山町中津山
水 系：北上川水系一級河川迫川

3. 工 期

着 工 平成10年度
完了予定 平成14年度

4. 受益面積

76.1ha（田74.2ha、畑1.9ha）

5. 総事業費

999,000千円
 ◇平成11年度 310,000千円
 ◇平成11年度まで 344,000千円
 ◇平成12年度 181,000千円
 負担割合 国：50% 県：35% 町：10% 農家：5%

6. 事業概要

区画整理工 A=76.1ha 暗渠排水工 A=74.2ha 客土工 A=74.2ha

7. 事業経過

H.10：測量設計
 H.11：区画整理工 A=45.3ha
 H.12：区画整理工 A=30.8ha
 ◇標準区画 2ha（200×100m）
 ◇パイプライン 自然圧パイプライン（コップス）採用

担い手農家別農地集積状況（H12現在）

担い手農家	実 施 前(ha)			実 施 後(ha)			2ha連担 団 地	備 考
	計	地区内	地区外	計	地区内	地区外		
個 人(1戸)	2.4	1.4	1.0	3.9	2.9	1.0	2.9	
生産組合(4組)	57.1	16.8	40.3	75.3	35.0	40.3	31.1	
計	59.5	18.2	41.3	79.2	37.9	41.3	34.0	

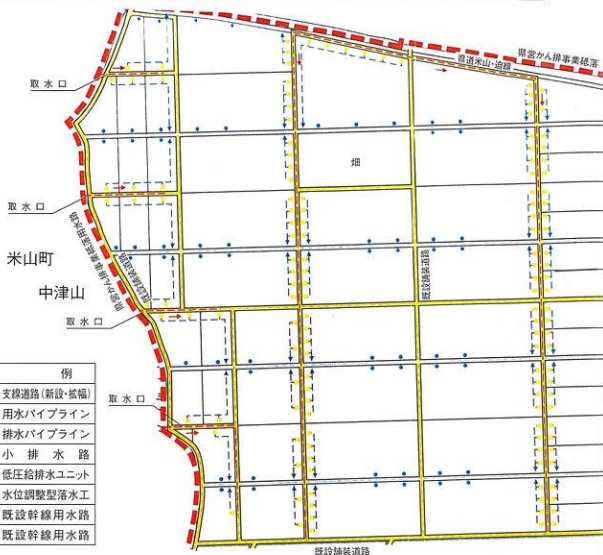
農地利用集積率49.8% 計画：対象事業完了時（5年後）45.9% 目標年次（10年後）66.9%

担い手農地集積増加率33.1% 計画：対象事業完了時（5年後）22.7% 目標年次（10年後）84.8%

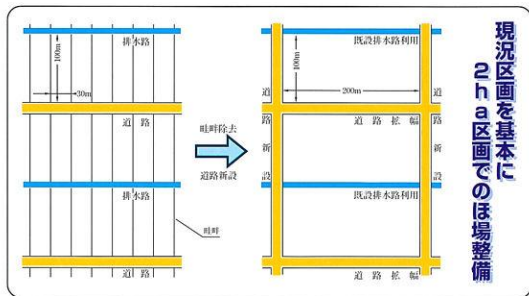
※担い手育成農地集積事業 対象ハード事業の完了時までに担い手の農地利用集積増加率20%以上増加することを条件に、農家負担額の5/6以内を限度として無利子資金を融資するものです。

2ha連担化率44.6%

※高生産性農業集積促進加算 より質の高い担い手への利用集積を促進するとともに、事業実施中の早い段階からの利用集積を誘導する観点から、長期の利用権等の設定やほ場の連担化の達成度合いに応じて、促進費を交付するものです。



凡	例
	支線道路(新設・拡幅)
	用水パイプライン
	排水パイプライン
	小排水路
	低圧給排水ユニット
●	水位調整型落水工
	既設幹線用水路
	既設幹線排水路



組合員の皆さんへ
こんな時は
土地改良区へ

諸名義変更等の手続き・届出はすみやかに

組合員資格得喪届出等を

1. 名義変更・売買等による移動の方へ

地区内にある耕作地を売買した時及び経営移譲・一括贈与・使用貸借・受委託等した場合、又は、住所変更した時・組合員が死亡した時、届出がないといつまでも従前のままで賦課されます。

2. 農業者年金受給の方へ

年金受給資格権利を得るために使用貸借や一括贈与、又は第3者移譲の申請を行った場合。

3. 農地転用等の方へ

地区内農地を農地以外(宅地や畑)に転用するとき又は、公共事業用地(道路等)に買収される場合には、事前に土地改良区にご連絡下さい。「～これらの場合には、下記の**決済金**が必要。……決済金とは、地区から除外する時に、事業負担金の長期借入金の償還金等を一括して納入(債権債務の清算)決済して頂くものです。」

以上の場合は、当事者連署押印(認印)の上をお願いいたします。

土地改良施設の他目的使用の届出を

1. 土地改良施設及び用地を使用する場合

宅地等の出入口に使用したい場合。

※施設の破損等の場合→届出

当土地改良区の管理する工作物及び施設その他について、滅失・破損その他修繕を要する場合。

詳しいこと・届出は、**直接当土地改良区へ**お願いいたします。TEL0220(58)2024代表

平成12年度農地転用決済金一覧表

地区名	1,000㎡当り決済金	備 考	地区名	1,000㎡当り決済金	備 考
第1地区	229,320円		県第8地区(田)	41,699円	米山地区決済金に加算される
第1地区(畑)	26,330円		県第8地区(畑)	8,339円	"
第2地区	150,660円	用水のみ地区	県第9地区(田)	44,077円	"
第2地区	208,640円		県第9地区(畑)	8,815円	"
第2地区	129,980円	用水のみ地区	県第10地区	43,874円	第1地区及び第2地区のそれぞれ
第2地区	131,320円	排水のみ地区	県第11地区	161,262円	属する地区の決済金に加算される
沼地 沼 崎	178,660円		県第13地区	190,123円	第1地区決済金に加算される
内 浦 前	40,000円		長地 町 新田	254,771円	第2地区決済金に加算される
内 浦 地区	112,000円		沼地 北 根	280,041円	"
米山地区(田)	207,320円		県第14地区	264,104円	"
西谷地区	73,345円	米山地区決済金に加算される	沼地 茂 治	78,342円	"
城 内 地区	2,505円	"	泥 内 区	158,855円	"
県第1千分千貫区	45,095円	第1地区決済金に加算される	南 部 区	107,602円	"
一貫区 野谷地区	63,259円	"	野 谷 地区	61,784円	"
地 畑 分 区	33,345円	"	県第11地区	15,819円	第1地区及び第2地区決済金に加算される
ば 区 一の曲分	166,112円	"	第2地域(田)	6,704円	米山地区決済金に加算される
県第2地区	26,689円	"	第2地域(畑)	1,340円	"
県第3地区(田)	32,209円	米山地区決済金に加算される	第1千分千貫区	22,295円	第1地区決済金に加算される
県第3地区(畑)	6,441円	"	野谷地区	6,020円	"
県第4地区	57,100円	第1地区決済金に加算される	一の曲分	18,236円	"
県第5地区	44,520円	"	県第6地区	30,977円	"
県第6地区	104,970円	"	県第10地区	13,766円	第1地区及び第2地区決済金に加算される
県第7地区(田)	97,725円	米山地区決済金に加算される	県第11地区	21,136円	"
県第7地区(畑)	19,545円	"			

税務署からのお知らせ

農業所得を標準で申告されている農家の皆様へ

平成12年分から農業所得標準の計算方法が変わります。

○所得計算の新旧対照表(平成13年2月16日～3月15日確定申告分から変更になります)

	新方式	旧方式
水 稲		作付面積×10アール当たり所得
野 菜 畑	収入金額 × 所得率	新方式と同じ
果 樹 畑		収入金額×所得率－一定経費
ハウス作物	収入経費の実額による収支計算	収入金額×所得率(－一定経費等)

○収入金額に係る記帳及び書類の保存

・すべての作物について、平成12年分からご自分の実際の収入金額を基に計算(下面参照)することとなりますので、収入に係る記帳を行うとともにJ Aの貯金取引年間実績表や領収書控など収入金額がわかる書類の保存が必要となります。

○水稲の収入金額の計算方法

①販売金額・・・農協及び集荷業者等への年間販売金額を合計します。

②家事消費・・・家事用(贈答用を含みます)及び事業用に消費した金額を合計します。

$$\text{家事消費等の金額} = \text{数量} \times \text{単価}$$

※単価については、ご自分が販売した単価の平均額などにより合理的に算出します。

③平成12年分の水稲の収入金額計算方法

$$\text{収入金額(実額)} = \text{①} + \text{②}$$

(注) 受取共済金・各種補助金(助成金)・作業受託収入等は、雑収入として別途加算することとなります。

○収支計算のおすすめ

農業所得においても、実際の収入金額及び必要経費に基づく収支計算により所得金額を算出するのが原則です。現在、比較的規模の小さい農家の方々が主に農業所得標準を適用して申告しておりますが、農業所得標準は申告の単なる目安であり、経営規模等の大小に関わらず、農家の方々の個別の事情を反映できる収支計算をおすすめします。

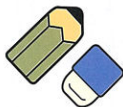
○青色申告のおすすめ

白色申告者の方でも、一定の基準に該当する場合には、簡易な方法による帳簿の保存等をしなければならないこととされています。記帳される方々は、各種の有利な特典を利用できる青色申告をおすすめします。



※ご不明な点がございましたら最寄りの税務署
または市町村税務課にお尋ね下さい。

—— 税務署・市町村 ——



表彰受賞者紹介



理事 橋本重利

宮城県土地改良
事業団体
連合会迫支部長
「土地改良事業
功労者」表彰
宮土連迫支部第四十
一回通常総会（五月二
十六日開催）の席上に
おいて、永年に亘り土
地改良事業の推進発展
に寄与した功績が認め
られ、迫支部長表彰を
受賞されたので紹介し
ます。

迫川沿岸

土地改良区 理事長表彰

永年に亘り機場機関
手としてかんがい用水
の供給及び用排水施設
の管理に尽力した功績
により、次の方々に感
謝状を贈呈したので紹
介します。

機関手

千葉 庄 寿
（南方町電）
鈴木 昇 治
（南方町太田）
田口 繁 夫
（南方町大袋）
山田 至 誠
（米山町瀬ヶ崎）
清元 春 雄
（米山町西袋）
敬称略

人事往来

◇総代の部

櫻井 勉
平成十二年六月一日付
で退任されましたので報告
します。

◇職員の一部

退職
（ ）は旧所属職名
平成十二年六月一日付
内 藤 勝 雄
（総務課長）

○事業課 事業係長
藤原 達雄

○事業課 第一維持係長
（事業課第二維持係長）
西條 殖文

○総務課 庶務係長
兼管財係長
菅財係長

○総務課 庶務係長兼
管財係長
佐藤 三男

○総務課 庶務兼管財係長
（総務課庶務係長）
第二維持係長
渥美 光行

○事業課 第二維持係長
（事業課換地係長）
第二維持係長
千葉 悦朗

○事業課 第一維持係長
（事業課換地係長）
第一維持係長
佐藤 正宏

○事業課 第一維持係長
（事業課換地係長）
第一維持係長
菅原 久

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
小野寺 誠毅

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
平成十二年十月一日付
佐々木 友隆

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
平成十二年十月一日付
佐々木 友隆

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
平成十二年十月一日付
佐々木 友隆

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
平成十二年十月一日付
佐々木 友隆

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
平成十二年十月一日付
佐々木 友隆

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
平成十二年十月一日付
佐々木 友隆

○事業課 換地係長
（事業課第二維持係長）
平成十二年十月一日付
佐々木 友隆